

市・県民税の納税通知書を発送します

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

市・県民税には、所得が一定額を超えると発生する「均等割」(5千円)と、所得に応じて発生する「所得割」とがあります。

◆課税されない方

(1)均等割、所得割ともに課税されない方

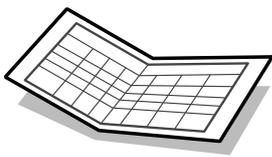
- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方
28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族【年少扶養親族も含む】)+16万8千円(※)

(2)所得割が課税されない方
前年の総所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方
35万円×(本人+控除対象配

偶者+扶養親族【年少扶養親族も含む】+32万円(※)

※計算式中、均等割の「16万8千円」、所得割の「32万円」は控除対象配偶者又は扶養親族を有する方に加算します。

平成27年度
市民税・県民税 税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を
6月12日(金)に発送します



市・県民税の納め方には、
(1)個人が直接納付する普通徴収、(2)給与から引き落とされ
る特別徴収、(3)公的年金から

引き落とされる特別徴収があります。

◆納税方法

(1)普通徴収の場合

【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期で、個人が直接納税していただきます。
「平成27年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」(納付書)を、6月12日(金)に発送します。

(2)給与からの特別徴収の場合

【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から引き落とされ、給与支払者を通じて納税していただきます。

平成27年度の税額通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、すでに発送してあります。勤務先の給与担当者を通じて税

額通知書をお受け取りください。

(3)公的年金からの特別徴収の場合

【年金所得者】

前年中に公的年金の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象になります。

公的年金の所得に係る市民税・県民税の所得割額及び均等割額が年金の支給月に老齢基礎年金等から差し引かれます。

①前年度より引き続き年金から特別徴収される場合

「平成27年度市民税・県民税年金特別徴収税額決定通知書」を6月12日(金)に発送します。特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等についてお知らせします。

②4月・6月・8月に年金から引き落された額が、決定された税額を上回る方には、後日改めて過納金を還付する通知を送付します。

②今年度の10月より年金からの特別徴収が始まる場合

65歳になられた方や、特別徴収が諸事情により平成26年度の途中で普通徴収に切り替わった方などが対象になります。

引き落としの開始は、平成27年10月支給分の年金からになります。そのため、平成27年度の市・県民税額のうち半分については、第1期(6月)と第2期(8月)に、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めていただくこととなります。

対象となる方には、「平成27年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」(納付書)を6月12日(金)に発送します。普通徴収および特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等についてお知らせします。

◆ご存知でしたか?

市・県民税の申告について

毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、前年中の所得を茂原市に申告していただく必要があります。また、申告されない場合、医療費、